

# 平成 26 年度大阪 P C B 廃棄物 処理事業監視部会

平成 26 年 9 月 24 日 (水)

14 : 00 ~ 15 : 58

於：此花会館

3 階 大ホール

# 平成 26 年度 大阪 P C B 廃棄物処理事業監視部会

## 議事次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 議題
  - (1) 大阪 P C B 廃棄物処理事業の進捗について
  - (2) 環境モニタリング調査について
  - (3) P C B 廃棄物処理基本計画の変更について
  - (4) その他
4. 閉会

○中尾係長（司会）

定刻が参りましたので、ただいまから「第3回大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会」を開催いたします。議事に入りますまで本日の進行役を務めさせていただきます、大阪市環境局 環境管理部 環境管理課 産業廃棄物規制担当の中尾でございます。よろしくお願いいたします。

傍聴者の皆様には、あらかじめお渡しいたしました遵守事項に従い、お静かに傍聴していただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日は、有識者の方々をはじめ皆様方にはご多忙のところご出席いただき、ありがとうございます。

本日の部会ですが、近畿の各自治体では5月から10月末まで「夏季の適正冷房と軽装勤務」の取り組みを実施しており、部会は原則「ノーネクタイ、ノー上着」で開催させていただきますのでご了承をお願いいたします。

初めに、事務局の大阪市を代表しまして、大阪市環境局環境部長の柴田からご挨拶をさせていただきます。

○柴田部長（大阪市）

大阪市環境局環境部長の柴田でございます。平素は本市環境行政各般にわたりましてご理解、ご協力賜っておりますことを、この場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。

本日は、平成26年度に入りまして第1回目の近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会の大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会に際しまして、有識者の皆様、関係者の皆様には、大変お忙しい中、本監視部会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、環境省から山本産業廃棄物課長並びに中野課長補佐にご出席いただいております。あわせてお礼を申し上げます。

さて、近畿2府4県で唯一の高濃度 PCB 廃棄物の拠点的広域処理施設であります日本環境安全事業株式会社大阪事業所（通称 JESCO 大阪事業所）における PCB 廃棄物の処理につきましては、平成18年10月からその処理を開始し、丸8年が経過しようとしていますが、これまで、関係者の皆様のご理解とご協力により、おおむね順調に近畿2府4県内の PCB 廃棄物の適正な処理が進められてきたところであります。

前回2月の本監視部会の後、国では、平成24年8月の検討委員会の報告を受けまして、本年6月に PCB 廃棄物処理基本計画が変更されました。この処理基本計画では、JESCO の処理期限の延長、事業所間の長所を生かした処理能力の相互活用や、近畿2府4県の安定器等の汚染物を北九州事業所で処理を行うこととなり、全国的な処理の促進を図る内容となっております。また、近畿2府4県の蛍光灯安定器等汚染物を北九州事業所で処理することにつきまして、受け入れをいただきました北九州市の方々には心から謝意を表したいと思っております。

また、この処理基本計画の変更に際しまして、昨年 10 月 29 日に環境大臣から大阪市長へ検討要請がなされ、同年 12 月には、此花区公害問題対策協議会の場におきまして環境省、本市及び JESCO から説明を行い、地元の方々から貴重なご意見をいただきました。このご意見をもとに、本市の条件といたしまして、1 つ目に、施設の老朽化対策等及び輸送時の安全性の確保、2 つ目に、処理期限の遵守並びに事業終了準備期間であってもできる限りの早期操業の終了、3 つ目に、震災発生を想定した安全確保の対策の 3 点の条件を付しまして、本年 5 月に処理基本計画の変更を了解する回答を国に提出し、受諾をいただいたところでございます。

さらにこの処理基本計画では、JESCO や地方公共団体などの役割、取り組みなどが新たに規定をされております。地方公共団体の役割としまして、今なお未届けとなっております PCB 廃棄物の掘り起こし調査を実施し、届け出を徹底させますとともに、適正な保管のための措置、計画的処理、完了期限内の計画的な処分のための取り組みを講じるよう必要な指導を行うこととされております。

一方、JESCO の取り組みにつきましては、処理施設において安全を第一として適正かつ確実な処理を行うため、周辺環境に影響を及ぼさないために必要な対策を確実に行うとともに、作業者の安全確保に取り組むことや適正かつ安全な処理を行っていることについて、地域住民の皆様方、また地元地方公共団体などとのコミュニケーションを通じまして関係者のより一層の理解と信頼を得ることに努めることとなっております。

なお、この処理基本計画の変更につきましては、後ほど環境省よりご説明をいただくこととなっております。

処理基本計画にも示されておりますが、JESCO 大阪事業所が行う PCB 廃棄物の拠点的広域処理につきましては、処理状況などの情報を公開することにより、地元の皆様方をはじめ関係者のご理解を深めていただくことが大変重要であって、広域処理するに当たり、事業の監視は不可欠なものでございます。そのため、本監視部会は客観的な立場から事業の安全性が確保されていることを確認していただく場であると同時に、情報公開の場としても重要な役割を果たしていただいているものと考えております。

なお、本日の部会でございますが、議題は「大阪 PCB 廃棄物処理事業の進捗」「環境モニタリング調査」「PCB 廃棄物処理基本計画の変更」についてとなっております。

大阪市といたしましては、JESCO 大阪事業所での事故等の発生を未然に防ぐよう引き続き指導の徹底を図りますとともに、本部会におきましていただいたご意見を踏まえながら、これまで以上に PCB 廃棄物の早期適正処理や地域の環境保全、安全確保に努めてまいります。

以上、簡単ではございますけれども、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○中尾係長（司会）

続きまして、本日は、環境省産業廃棄物課から山本課長及び中野課長補佐にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと存じます。

○山本課長（環境省）

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました環境省産業廃棄物課長の山本と申します。大阪市におかれましては、その地元の皆様方及びここにお集まりの関係者の皆様方に PCB の処理に関しまして本当に大変なお世話になっておりますことを心からお礼をまず申し上げたいと思います。

先ほども柴田部長のほうからこの基本計画の改訂も含めて経緯を大変丁寧にご説明いただきましたので、後ほど担当のほうから中身については改めてご説明をさせていただきますが、私のところからは、先ほど部長からもご紹介のあった、やはりこの PCB の処理自体が本当に 30 年以上、誰もどうしようもできなかった大変な難事業をようやく皆様方のご理解を得て処理ができるようになったと。本当に環境行政にとっては大きな一歩だったと思っています。

ただ、実際に処理をしてみるといろいろな困難もあって、大阪の事業所は本当に着実に処理をしていただいておりますが、なお、やはり期限内の処理ができなかったと。我々も努力をしてきたつもりであります。その点については誠に申し訳なく思っております。ただ、その中で、今後新たに処理期限を延長して、今ある施設を最大限有効に使って、できるだけ早期に処理を完了させようということ各地元と調整をさせていただきます。安全の確保を含めていろいろな条件をいただきながら今回の計画の改訂というのに至っております。その間、先ほどご紹介のあったような地元からいただいた条件については、私どもの大臣がしっかり受けとめて、それは確実に履行していくということでこの事業を進めさせていただきたいと思っております。環境行政にとっても本当にかつてない大きな重要な施策でありますので、それが次の非常に重要な局面を迎えていると考えております。こういった情報公開の場で皆様方にしっかりと説明もしながら、環境省として今回いただいた条件を肝に銘じてしっかりと進めていきたいと思っております。

それにつきましては、今回、先ほどもご紹介がありましたけれども、地元のご理解はもちろんのこと、お集まりの各自治体におかれてそれぞれの地域にある PCB の廃棄物をその処理期限内に一日も早くなくしていくために積極的に掘り起こし、あるいは計画的な処理にご協力いただくことが大変重要であります。それから、こちらからよその地域に持っていくというものもありますので、やはりそれぞれ大阪、地元でやられているから当然その処理の大変さというのはご理解いただいておりますので、それぞれの地域地域でそれを着実にやっていくために、その点についても格別のご協力をいただければと思っております。環境省としても、国における調整を含めて PCB 処理を円滑に進めるために最大限の努力をしていきたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願

いたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○中尾係長（司会）

ありがとうございました。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。まず、議事次第。続きまして、出席者名簿。配席図。右上に資料 1 と書いてございます「大阪 PCB 廃棄物処理事業の操業状況について」。同じく右上、資料 2 と書いてございます「平成 26 年度環境モニタリング調査について」。続きまして、資料 3-1 から 4 がありまして、資料 3-1 につきましては PCB 廃棄物処理基本計画の変更について。3-2 につきましては、基本計画の変更の概要。3-3 につきましては、基本計画の変更の本文。続きまして、3-4 につきましては、環境省課長からの通知となっております。最後に、参考資料といたしまして、環境大臣が大阪市へ検討要請されましたことに対する回答文書関係、3 枚物となっております。資料の配付漏れ等はございませんでしょうか。

ここで 1 点、すいません、ちょっと訂正がございまして、出席者名簿になるんですけども、こちらのほう、変更並びに欠席の方がいらっしゃいます。すいません、また訂正させていただいたものにつきましては後日ホームページと、あとメール等で配付させていただきますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。部会長であります大阪市の有門産業廃棄物規制担当課長が議事進行することとなりますので、有門課長、よろしくお願いいたします。

○有門課長（部会長）

当大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会の部会長をしております大阪市環境局の産業廃棄物規制担当課長の有門でございます。座らせていただきまして議事を進めさせていただきます。

本日は、今年度 1 回目と申しますか、昨年度から当部会といたしまして近畿ブロックの産業廃棄物処理対策推進協議会の中に部会を設けまして、それまでは大阪市単独で監視委員会、監視会議というものを開催してございましたけれども、搬入いただく地域の排出事業者を規制、担当されます自治体の方も踏まえましてご参加を賜って、排出事業者の指導、近畿 2 府 4 県 14 政令市でございますけれども、その規制担当の方々もご参加いただいて、お顔の見える監視会議ということで、昨年度からこの近畿ブロックの協議会の中の監視部会ということで進めさせていただいております。昨年通算 3 回目でございますが、本年は 1 回目ということで、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事のほうに参ります。

それでは、議題（1）でございますけれども、大阪 PCB 廃棄物処理事業の進捗につきまして日本環境安全事業株式会社からご説明をお願いしたいと存じますが、本日は本社か

ら東事業部長が来られておりますのでご挨拶を頂戴した後、事業につきましてのご説明をいただきたいと思います。また、資料 1 に基づきましてご説明を頂戴いたしますが、資料 1 はかなりボリュームがございますので前半と後半に分けさせていただいて、各種モニタリング調査結果の前後で 2 つに分けてご説明いただければと思います。

では、東部長、よろしくお願いいたします。

#### ○東事業部長（JESCO）

失礼いたします。私、日本環境安全事業株式会社本社事業部の東と申します。会社を代表いたしまして一言ご挨拶をさせていただきます。

まず、ご列席の大阪市をはじめとする関係自治体、それから有識者、それから地元の関係者の皆様方におかれましては、日ごろより我が社の事業に多大な理解、ご協力を賜っておりますこと、改めまして御礼を申し上げます。それから、本日は、お忙しいところ、大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会に参加いただきまして誠にありがとうございます。

当社の事業でございますけれども、国の定める PCB 廃棄物処理基本計画を踏まえ実施しておるところでございますけれども、このたび、皆様のご理解も得て、6月6日に変更された計画が告示されたところでございます。また、この事業変更を受けまして、当社では PCB 廃棄物処理事業の基本計画を変更いたしまして環境大臣の認可も得たところでございます。今後は、安全操業を第一としつつ、変更された国の基本計画、それから当社の事業基本計画を踏まえ、当社の 5 事業所のそれぞれ得意なところを生かしながら、処理能力を相互に活用することにより一日でも早い日本全国の PCB 廃棄物の処理を行うこととしております。

大阪事業に関して変更点を具体的に少し申し上げさせていただきますと、まずはトランス・コンデンサで大阪から他のエリアに処理をいただくというものですけれども、1つ目がポリプロピレンを素地に使ったコンデンサ、PP コンデンサと言っておりますけれども、それについて処理に課題があるために、その一部については豊田の事業所で処理をするということにしております。

それから、大阪事業所にあります真空加熱分離装置によるコンデンサ等の処理により発生する廃粉末の活性炭につきましては、PCB の濃度が高いということもあって、その一部を東京の事業所で処理したいと考えているところでございます。

一方、他のエリアから大阪で受けて処理をするというものでございますけれども、かつて東京オリンピックに合わせて開業した東海道新幹線、ただいま 50 周年の操業開始ということで報道もされておりますけれども、そこで用いられていた車載トランスですね、これが豊田事業エリアの浜松に保管されているわけですが、これにつきましては大阪、それからあと北九州、東京事業所でその一部を分担して処理をするということになっております。

また、豊田事業エリアあるいは北海道事業エリアに保管されておりますコンデンサ内

部の素子が炭化したもの、これは特殊コンデンサと言っておりますけれども、これについては大阪事業所で問題なく処理できるということから、その一部を大阪事業所で受けただけということに、引き受けていけるということにしております。

もう 1 つ、安定器等の汚染物についてですけれども、基本計画を変更して、現在北九州市と北海道の 2 カ所で処理をするということになっているんですけれども、大阪事業エリアに保管されている安定器等につきましては北九州の事業所で処理をするということになりました。このため、7月1日には大阪、豊田の事業エリアの安定器等の営業拠点ということで、北九州事業所営業課の組織として近畿・東海エリア分室というものを設置して、事務所はこの大阪事業所の営業課のすぐそばに置いておるんですけれども、早速準備に取りかかったところでございます。

今後とも、皆様のご理解ご指導のもと、一日でも早い安全で確実な処理が進むよう努力をしております。関係自治体、有識者の皆様、それから地元の関係者の皆様方には引き続き当社事業へのご理解、ご協力をいただければと存じます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、資料のほうは油井所長から説明してもらいます。

#### ○油井所長（JESCO）

JESCO 大阪事業所長の油井でございます。大阪 PCB 廃棄物処理事業の操業状況について、お手元の資料 1 に基づきましてご説明します。座らせていただきます。

1 の操業状況でございますが、(1) 搬入実績です。

操業開始以降、約 8 年、丸 8 年がたとうとしております。表-1 にトランス・コンデンサ、廃 PCB 等という 2 府 4 県の表が掲げられております。18 年度から操業開始いたしまして、本年の 7 月末までの統計資料になっております。この中で、大阪市さんにつきましては大阪府の内数を計上しております。

下の図-1 におきまして 2 府 4 件全体の搬入実績が書いてありますが、トランス類で 69%、それからコンデンサ類で 72%、廃 PCB 等で 61% という、大体 7 割前後の搬入実績となっております。

次のページをお願いいたします。(2) で中間処理完了実績ということで、搬入されました PCB 汚染物を当方で処理をしておりますけれども、その処理実績でございます。

表-2 におきましては、各年度別の中間処理の完了実績でございます。

図-2 の下のグラフを見ていただきたいのですが、トランス類につきましては大きく分けまして小型トランスと大型トランスというものがあるのですが、小型トランスはこれまで積極的に処理をしております、ほぼ処理が、残りがわずかになっております。一方、大型のトランス。これは重量で言いますと 5t 以上なんですけれど、中には 10t、15t、20t というようなかなり大きなトランスがございます。それらがまだかなり残っております、台数的には減ってきておるんですけれども重量的には横ばい状態が続いております。



す。

コンデンサにつきましては順調に処理量を伸ばしてきておりますが、本年度につきましては大体年度の4分の1を経過したところでございまして、これの大体3倍ぐらいが想定されております。

それから廃PCB。これはPCBの油をドラム缶に保管されているものですが、これも相当処理が進んでまいりまして、保管事業者さんのほうで保管されているものが少なくなってきたという現状があります。そういったことで、これまで順調に処理をさせていただいてきたということでございます。

次のページ、3ページでございます。処理の結果、無害化されましたものとして有価物と廃棄物がございまして、それぞれの処理の払い出しの実績でございます。下のほうに表-4で書いておりますように、処理されたものは再資源化をするというのが基本的な考え方で行っております。

次のページをお願いいたします。4ページ、(4)で視察・見学の状況でございます。約8年を経過してまいりまして、7月の末現在で約1,258団体、9,461名の方が情報公開設備を視察・見学されました。今年度中にはおそらく1万人を突破するのではないかと考えております。

それから、下のほうです。保管事業者説明会でございますが、近畿2府4県を対象にそれぞれ保管事業者様に対する説明会を開催させていただきまして、今年度で6巡目になっております。

次のページでございます。(6)の収集運搬ですけれども、大阪事業所へPCB廃棄物を搬入していただく収集運搬業者さんは現在21業者さんございまして、JESCOの入門許可を得られた、かつ行政の収集運搬業の許可を得られた方がPCB廃棄物を収集運搬していただいているという表でございます。

次に、6ページでございます。緊急時対応訓練の実施状況です。

平成25年度におきましては、「平日昼間の小規模火災」をテーマに各グループごとに取り組んでまいりました。平成26年度は「平日昼間の漏洩」をテーマとして、各グループごとに想定して訓練を重ねております。今後も毎月1回の実施を予定しております。

その他、毎年5月なんですけれども、此花消防署さんの立ち会い、指導のもとに、これは全所的な消防訓練を行っております。

次のページですけれども、安全教育の実施状況でございます。これも毎月1回、事業所全員を対象にしまして安全教育をやっております。なかなか労働災害、後でご説明するんですが、ゼロが達成できずに事故が発生しておるんですけれども、少なくするという努力は一方で継続して行っております。いろいろテーマがございまして、夏場ですと熱中症の予防とかそういった訓練、それから、実技も織り交ぜながらやっております。今月はAEDの使用訓練をいたしました。

次のページでございます。ヒヤリハット・キガカリの取り組み状況ということで、平

成 18 年以降、毎年のヒヤリハット並びにキガカリの報告件数を掲げております。

これはだんだん件数が減ってきておるんですけれども、これも運転員、作業員の方から提案をいただいて、必ず答えを返すと。これは何時までに誰が対処するのか、あるいは改善するのかといったことを一件一件検討しまして取り組んでおります。その結果、職場環境がかなり改善されてきておるということも一方でございますけれども、活動が低下してはいけないということで、偶数月を強化月間として取り組んでおまして、ヒヤリハットですと、下の円グラフにございますように、実際起こっていないんですけれども漏洩しそうになったとか、操作上のヒューマンエラーを起こしそうになったとか、あるいは転倒しそうになったとか、こういったことを出させていただいています。

一方、キガカリにつきましても、作業環境でありますとか設備、破損、操作、表示などの提案をいただいております。

次に、2. でございます。先ほど来お話が出ております処理基本計画の変更に伴う今後の大阪事業所としての処理方針ということで、大きく 3 点掲げております。3 点とも大阪市さんの処理基本計画をお認めいただく際の条件になっておまして、それにどう具体的にやっていくかといったことを書かせていただいています。

(1) は、大阪事業所における計画的・効率的な PCB 廃棄物処理の推進ということでございまして、基本計画の変更に伴って処理終了年限が最長で平成 36 年度末ということになりました。今後は、これまでの処理を継続し、かつ先ほど申しました超大型トランス、あるいはそのままでは今の保管事業所から搬出が困難なトランス、こういったものを現地で抜油をし、また、粗洗浄をして、解体をして、初めてトランスをある程度切りまして、そして、建物から運び出すといった作業が必要になってまいりますけれども、そういった大きなトランスがこの大阪事業区域に二十数台ございます。そういったものも今後計画的に取り組んでいきたいと。

あわせて、これまではあまりなかったんですけれども、保管事業場で漏れとかしみがあるようなトランス・コンデンサ、こういったものも嚴重に保管容器、あるいはそういった保管の処置をしていただいておりますけれども、それを安全に運び、かつ施設内で確実に処理をするといったことも今後の課題になってまいりますので、そういった手間がかかるものの処理についても今後行ってまいります。

当然、安全・確実な処理、これは収集運搬の安全対策を含むわけですが、こういったものを計画的に進めまして、期限内であっても可能な限り早い段階で処理を完了したいと考えております。

(2) は、エリア間移動による効率的な処理の推進でございます。先ほど事業部長から話がありましたとおりですけれども、他事業エリアから大阪事業所に来るもの、あるいはその逆に大阪事業所から他の事業所へ行くものを、大体の概数でございましてそれぞれ数量を計上しております。これらにつきましては今までなかった事業エリア間の移動というものも入りますので、それぞれの広域協議会あるいは広域部会といった

ところで現在円滑に行われるような検討をしていただいております。

それから、(3) 健全な施設の確保ということで、1 点目は、処理期間が延長されたということで施設の老朽化、劣化が当然考えられます。それに対しまして点検を強化し、また、事前の設備保全を計画的に行って行って、長期の保全計画を立てた中で着実に施設が処理終了まで健全に保てるように行っていきたいと考えております。

それから、地震・津波対策なんですけれども、大阪事業所は、東日本大震災以降言われております東南海地震あるいは南海トラフを発生源とする地震、これは大阪市内で震度 6 強という想定がされておりますけれども、これに対しまして 2.5 倍の耐震強度を持つような設計強度がございますので、基本的には施設が潰れるようなことはないと考えております。それから、あわせて津波に対しましても、これは OP+5.1m と書いてありますんですが、申し訳ございません、5.6m に訂正をいただきたいのですが、津波あるいは台風時の高潮も含めまして、その最大の値、5.6m でございます。これが最大潮位として想定されております。それに対しまして地盤高が舞洲にございます JESCO の施設は OP+9.9m ということで、4m 強の余裕がございますので、施設の安全性が基本的には担保されていると考えております。

次のページでございまして、運転廃棄物についてでございます。

これまで大阪事業所としましては、保管事業者様がお持ちの高濃度のトランス・コンデンサ、PCB 油を主体に処理をしましてまいりました。その結果、この表-11 にございますように、一方で処理のために発生した二次廃棄物として運転廃棄物が発生すると。それを現在までは保管を続けてきた状況でございます。この表にございますように、①から⑨までのいろんな種類の運転廃棄物がございまして、その現在、26 年度当初の保管数が次の欄に書いてございます。合計で 5,964 本保管していると。それから、今後も処理を続けてまいりますので、年間発生本数としてそれぞれこれだけ発生が想定されると。今後の処理の年数をそれに掛け算をしまして、今まで保管しているものと足し合わせたものが事業終了までの推定本数という表になってございます。その結果、合計としまして 14,574 本のドラム缶が発生し、それを一時的に保管し、また一方で、これらも処理をしていかなきゃいけないということになります。

それで、具体的な処理の方法なんですけれども、卒業させるというのがまず第一義でございます。それから、昨今になりまして、これは二、三年前から環境省の無害化認定施設というものが制度化されまして、実際に二十数社、全国でこの施設が稼働を開始しております。ここに処理を委託できる PCB 濃度としましては、5,000ppm 以下のものについてはここでも処理ができるということでございます。したがって、もともとこれは微量 PCB とか低濃度 PCB と言われるものを処理するための施設であったんですけれども、JESCO の施設から発生する二次廃棄物も処理をしてもらえるとということで、5,000ppm 以下のものはここに委託をしたいと考えております。それから、5,000ppm を超えるものにつきましては、大阪事業所あるいは東京、北九州の事業所で JESCO 自ら当然高濃度です

ので処理をするというふうに考えております。

そういった考え方が下のほうに文章でそれぞれ物ごとに書いておりますけども、大きな考え方は今申したようなことで進めてまいりたいと思っております。

一応、ここで一旦切らしていただきたいと思います。

○有門課長（大阪市）

ありがとうございました。

ただいまの日本環境安全事業株式会社からの説明につきまして、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

上野先生。

○上野氏（外部有識者）

細かい話なんですけど、2点ほど教えていただきたいんですが、未登録のPCB廃棄物は多分わからないかと思うんですけど、最近の新規の登録数というのはほぼない状況なのかということですね。

それと、来年度から例えばPPコンデンサとかは、先ほどご説明がありましたように豊田事業所等に行きますけど、一旦こういったものは大阪事業所に入って、あるいは書類上いわゆる搬入実績としてみなして処理をするのかとか、その辺はどうなんでしょうか。その2点を教えていただきたいんですけど。

○油井所長（JESCO）

1点目ですけれども、未登録のものについては、最近行政さんのご協力いただきまして、行政には届けてあるんだけど JESCO にはまだ登録いただいていないというものが相当あります。それを私どもの登録データと行政さんの届出データを突き合わせをしまして、登録いただいていない方に積極的に JESCO に登録していただくよう行政からも強く働きかけをしていただきまして、最近になりまして、これはかなり数が増えております。特に大阪市、大阪府さんが積極的にやっけていただいておりますし、ほかの県さんでもやっけていただいております。こういった動きをこれからも加速していきまして、私どものほうで底さらいといいますか、総ざらえといいますか、最後の一台までそれをするような方策を行政とタイアップさせていただきましてこれからもやっていきたいと。まだ行政にも届出がされていないものもございまして、また、一部使用中のトランスなどもまだあると聞いております。そういったものを早い段階で廃棄物にさせていただいて、JESCO に登録をいただいて、処理の年限中に、それも早い段階で処理をさせていただく動きをこれから JESCO としても積極的に働きかけていきたいと考えております。

事業エリア間移動の対象となるトランス・コンデンサはどういうふうな流れになるのかということでございますが、例えばPPコンデンサをとりますと、今2府4県の中に7,500

台ほど PP コンデンサがございます。そのうち 6,000 台を豊田事業所さんのほうにお願いをするわけですが、基本的な考え方は、大手のたくさん持っておられるところはそっくり豊田事業所のほうに持っていくと。その際は豊田事業所と契約をしていただいて、処理をする事業所さんと契約をしていただいて、マニフェストもそういう整理をした中で運んで、豊田で処理をしてもらおうと、そういうふうな考え方でおります。

7,500 台のうち 6,000 台がそうなりますが、残りの 1,500 台は中小さんの PP コンデンサを想定しております。これは例えば普通の紙コンデンサを 10 台持っていच्छると、そのほかに PP コンデンサを 3 台持っていच्छるといっ方が、そういうケースがままあるんですけども、その場合に、3 台だけは豊田さんと契約してよと、10 台を大阪事業所と契約してよといっくと、保管事業者様にとって非常に煩雑になりますので、その場合は一括して大阪事業所で契約を全てさせていただいて、3 台ぐらいであれば今までも何とか処理をしてきておりますので、大きな数量でなければそういったこともさせていただいて処理をしていきたいと考えております。

○上野氏（外部有識者）

わかりました。どうもありがとうございました。

特に未登録のものは積極的にぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○有門課長（大阪市）

よろしゅうございませうか。ほかにご質問等がございませうたら。

中地先生。

○中地氏（外部有識者）

4 つばかりあります。

一番簡単などころからいきますけれども、6 ページの緊急時対応訓練の実施状況のところなんです、平成 25 年 5 月 24 日に消防訓練していますけれども、下の写真のキャプションは 5 月 22 日になっているので、どちらが正しいのかといっのは訂正をお願いします。

あと、2 点目が 8 ページのヒヤリハット・キガカリの取り組み状況なんです、昨年度、平成 25 年度はヒヤリハット・キガカリの数が減ってきたみたいなんですけれども、内容を見ますと、ヒヤリハットは多いところ漏洩、操作、転倒となっていますが、キガカリについては作業環境、設備、破損といっ形で少し内容が違っているんで、この辺は中身的にどう違っのかと。ヒヤリハットのほうは具体的に労災事故の危険性を感じたといっことでこういっことがあるんだけれども、キガカリのほうは、例えば設備なんかお金をかければ改善はできるんだけれども、そういっことができないのでとりあえず挙げているのかみたい、その辺の中身的なことを聞かせてくださいといっのが 2 点目です。

3点目は、1ページの搬入実績のところと、あと、9ページの基本計画の変更に伴う処理方針の変更というところで、考え方として、当初29年か30年で終わるところが大阪事業所の場合6年近く延びるわけなんです、今、搬入実績からすると3割ぐらいが処理ができていないということになるわけなんです、2府4県の分を先にやって、豊田事業所なりあるいは北海道からやってくる分をその後に回すというふうな考え方でいくのか、ある程度2府4県の分も、均等には言わないんでしょうけれども、処理期間を延長して処理をするみたいな形になるのかということをお教えくださいというのが3点目です。

あと、4点目は、9ページの健全な施設の確保ということで、災害時の対応あるいは施設の老朽化に関する点検みたいなことは考えられているんですけども、1つお聞きしたいのは、この間の災害時の話で言うと、大雨というほうが一時的に100mmとかという雨がかなり大阪市内でも降るようなことがここ1年、2年の間にありますので、その辺、大阪事業所の場合は大丈夫なのかというふうなことが1点と、あと、地震については震度6強というふうな、建物自体は耐震強度は十分あるということなんです、中の設備が震度6で倒れないのかというふうな、その辺の点検というのはどういうふうに行われているのかというようなことを聞かせてください。

以上です。

○有門課長（大阪市）

JESCOさん、よろしいですか。

○油井所長（JESCO）

4点ございました。1点目が緊急時対応訓練の日付の話です。

○中地氏（外部有識者）

これね、26年。

○油井所長（JESCO）

先生、すみません、平成26年の5月22日の話ですから、一応表と写真が合っているんですが。よろしいでしょうか、その点は。

○中地氏（外部有識者）

はい、わかりました。すみません、私の勘違い。

○油井所長（JESCO）

2点目のヒヤリハットなんですけれども、確かにヒヤリハットとキガカリ、これは内容

的にかなり違いがあります。先生ご指摘のように、どっちかというヒヤリハットは人に起因する部分が多うございます。操作上のミスをやりそうになっちゃったとか、倒れそうになっちゃったとか、あるいは液をちょとこぼしそうになっちゃったとか、そういったことなんですけども、一方、キガカリは、現場もそうなんですけど、どちらかという設備、機械に対してもっとこういうふうになっていけば事故、トラブルの危険性が少なくなるんじゃないかという提案が非常に多いです。

したがって、ヒヤリハットは、例えば見える化をして、ここは危険な部分だから通路をちゃんと決めて通らしましょうとか、あるいは階段にはトラテープを張ってつまづかないようにしましょうとか、そういった対応ができますけれども、設備面につきましてはなかなかお金がかかるものと、それから、すぐさまできるようなものと2つ大きくございます。ですので、すぐさまできるものはそれは対応するんですけども、できればこういうふうになっていけばより事故の確率が少ないですよという提案については、場合によっては、安全作業マニュアルと呼んでいるのですが、それは作業する上での手順書を定めたものでございます。こういったものきっちり遵守していただければ今の設備でも安全に作業ができるというものの中にはありますので、イコール設備をすぐ改善するといったことにならないケースもあります。

ただ、その場合でも、なぜ安全だと考えたのかというところはちゃんと提案した人に一つ一つ答えを返しまして、納得はしていただくというふうにしております。そうしないと、提案したけれどもちっともスタッフは考えてくれないなというようなことになるとこの活動自体が停滞しますので、それだけは避けたいと考えております。

それから、3つ目が搬入実績で、残り6年ないし8年ぐらいで残り3割、それから、若干の追加登録なんかがございますので3割、4割という量が若干また増えますけれども、そういったものをやっていかなきゃいけないということで、それには先ほども説明しましたけども処理の手間がどうしてもかかって時間を要するものがあるので、残り3割といえども時間がそれなりにかかってしまうというものがございます。

それと、他事業所から来るものについてのバランスですけれども、それを後回しにするとか、先にそればかりやってしまうというわけにはいきませんので、27年度、来年度からなんですけど、計画的にあまりある年度に偏らないように、まあまあ平均化しながら処理をしていきたいと考えています。それは、1つは処理の結果生じるPCBの油の量というものをあまり変動させたくないといったこともございますし、バランスのいい操業を続けていきたいというのが理由でございます。

それから、4点目は災害時の対応の話で、大雨に対してはどうなのかということでございます。

先ほども申しましたように地盤自体は+10mぐらいのところ、地盤は大地上の舞洲は非常に恵まれた好立地条件でございます。さらに道路からも各施設の地盤高というのは1mないし2mぐらい高くなっておりまして、道路からの冠水というのは考えられないと。

むしろ敷地内に降った、あるいは屋根に降った雨が全部道路の側溝ないし雨水管渠を通じて海域に放流されると考えております。

それから、耐震強度は非常に強いということはわかったんだけども中の設備はどうかという点でございますけれども、確かに建物自体が倒壊するとか損傷するとかということはほとんど考えられませんが、中の設備が倒れたり、あるいは損傷したりということは、これは皆無ではございません。従いまして、地震計を3基備えておりまして、その3基の地震計が5弱以上の震度を感知した場合は設備が全停止することになっております。それから、それ以下でも、震度4以上の地震については設備に異常がないかというのを即時点検いたします。場合によってはその部分を停めるということもあり得ます。3弱につきましては、設備の損傷というのはあまり考えられませんが、それはもちろん毎日の定期パトロールなどもやっておりますので、その中でもきちんと巡回点検をしていきたいと考えております。

一応、以上でございます。

○有門課長（大阪市）

よろしゅうございましょうか。

そのほかに何かご質問等はございますか。

杉本先生。

○杉本氏（外部有識者）

9ページの改修・更新の長期保全計画に関して確認させてください。実際に対象となる施設、設備が特定しているのか、それと、計画自体は既に作成されているのか、今後どのぐらいの頻度で作成していくのかという点です。

○油井所長（JESCO）

まず、長期保全計画につきましては現在作成中でございます。基本的には、これは本社から全事業所に対しまして、こういう考え方で各事業所の長期保全計画を作成しろという指示がございまして、当然今先生がおっしゃったように設備あるいは機器類の優先順位というのを、まず重きを置く設備は何なのか、そういうものを特定し、そして、それに対する対策、それから、順位は低いけども2番目、3番目の設備類についても、じゃ、どういう点検を行うのか、そういった重み付けをきちっとして、一番重要であり、かつ安全性を担保しなきゃいけない優先度の高いものを中心にまずきっちり設備の保全計画をやっ払いこうというふうに考えておりまして、現在作成中で、今年度大体まとまる予定でございます。



○有門課長（大阪市）

よろしゅうございましょうか。

ほかにご質問等はございますでしょうか。

○中地氏（外部有識者）

1点だけ。

○有門課長（大阪市）

中地先生。

○中地氏（外部有識者）

10 ページの運転廃棄物の処理方法が書いてある①から⑨までの③なんですけれども、「粉末活性炭については、以前 VTR 処理したところ粉末による支障があったため処理を見合わせ屋外倉庫に保管しています」と書いてありますけど、屋外というのは屋根がないという意味なんですかね。それとも施設内の建物の外という話なんですか。その辺で飛散防止とかをどうされているのか教えてもらえますか。

○油井所長（JESCO）

これは大阪事業所の西と東に分かれておりますけども、東のエリアの施設本体とは違う、敷地内は敷地内ですけれども、違うところに倉庫を建てました。屋根もきちっとありますし、それから塗り床で、かつ活性炭付きの排気処理装置がきちんとしていて倉庫でございます。

○有門課長（大阪市）

よろしゅうございましょうか。

議事の関係がございまして、議事を進めさせていただきます。

では、進捗状況につきまして、引き続き資料の 11 ページから説明をよろしくお願いたします。

○油井所長（JESCO）

それじゃ、後半の部分ですけれども、11 ページ、3. 各種モニタリング調査結果ということでございます。

(1) が排出源モニタリングになっておりまして、これから 1 ページ、2 ページ、3 ページ、4 ページが排出源モニタリングになっております。

11 ページは排水でございまして、全検体とも自主管理目標値未満ということでございました。

次、12 ページでございますが、これは騒音・振動でございます。これにつきましても、敷地境界の4 地点で測定した結果、維持管理値を全て下回っております。

次、13 ページでございますが、排気。これは排気口とボイラーでございます。13 ページが西棟のものです。それから、次の14 ページが東棟の同じく排気口とボイラーでございます。いずれも今回の測定値は全ての項目について自主管理目標値未満でした。ただ、14 ページのほうの東棟の黄色い印がありますけれども、これは前回この場でご報告をさせていただいた排気口のベンゼンにつきまして、3 カ所、自主管理目標値を上回ってしまいました。これにつきましては、その後活性炭を交換し、また、除染作業をいたしまして、低い値に戻ったということでございます。

続きまして、15 ページの(2)の周辺環境モニタリングでございます。これにつきましては、年4 回計測をしております、今回の値はいずれも環境基準を下回っております。

次に、16 ページでございますが、作業環境測定結果ということで、今までは施設の外の話でございましたが、これからは施設の中の作業環境の話でございます。1 つは PCB、それから2 つ目がダイオキシンということでございまして、それぞれ一番汚染が高いと考えられるエリアとしまして大型・小型の解体室がございます。それをそれぞれグラフ化したものが図-5 と図-6、PCB とダイオキシンの経年変化でございます。

PCB につきましては作業環境管理濃度が 0.01 という値でございまして、これを大体前後する値なんです、今回は若干上回ったところがございまして、管理レベルとしては第3 管理区分になってしまったということでございます。第3 管理区分になりますと、その作業環境を改善するとともに、操業に当たっては保護具やマスクの着用をしなければならないとなっております。

一方、ダイオキシンにつきましては許容濃度が 2.5pg-TEQ/m<sup>3</sup> でございます。これにつきましても解体室は若干上回っております。それから、ほかの部屋でも上回っている部屋がございますけれども、入室時間が一番長いのが解体室でございまして、これは3 時間の作業時間の制限をかけております。かつ保護具の着用をしてもらっているということです。

それから、VTR 室につきましては、かなり入室時間が長いのでこのダイオキシン濃度を下げようということで取り組んできまして、今回は 2.5 pg-TEQ/m<sup>3</sup> を下回りましたのでマスクの着用は解除しております。

それらを一覧表にしたものが17 ページの表-19 でございます。赤い字で書いたものが、許容濃度を上回った部屋の PCB とダイオキシンの値が書いております。一番右の平成 26 年6 月、7 月に実施したものが一番新しいデータになっております。

次に、18 ページなんですけれども、この作業環境濃度をいかに下げるかという取り組みを書いております。

1 つは、解体室につきましてはフライス盤周りの囲い込みと集じん機の設置。フライス

盤というのはトランスを粗洗浄した後に初めて解体で切断する機械なんですけども、ここでの飛散・蒸散が一番多いということで、あわせて空調を強化しまして室温を下げたということで、改善前よりも5度ほど夏場でも低くしまして、その効果もかなり出てはきております。ただ、第3管理区分になってしまいましたので、ちょうど今、夏の定期点検をやっておるところなんですけど、8月、9月ということで、この期間中に床面あるいは機械の下部などの徹底した清掃と除染を実施しております。

それから、VTR室。先ほど申しましたようにここもダイオキシンが超過しておりましたんですが、局所排気装置の設置を強化しまして、直近の値では2.5pg-TEQ/m<sup>3</sup>を下回ることができました。

それから、他の部屋につきましても、抜油室、タンク室、充填室あるいは蒸留室、中間処理室、ここにつきましても除染、清掃を実施しております。

それから、(5)でございますが、作業従事者の健康管理ということで、これも毎年この部屋に出入りする従業員の方全員の方の採血をいたしまして、血中PCB及び血中ダイオキシンの採血、分析を毎年行っております。今年、毎年6月行っております、6月の値が全部出ております。

それで、結論的には、血中PCB濃度につきましては全員が健康管理目標値、25ng/g-血液ですけれども、これを下回っております。

一方、血中ダイオキシン濃度につきましては、24年度から作業従事者の平均濃度は毎年減少傾向でございます。ただし、今回139名中2名の方が私どもが目標設定しております値を超えてしまったと。目標設定しておりますのは、環境省が毎年公表されております「日本人における化学物質のばく露量について」という調査がございます。これの対象者の上限値が今回、これも下がり傾向に毎年ございまして、その上限値を超えてしまった方が2名いたということでございます。これにつきましては、引き続き保護具の取り扱いあるいは適正な装着、経口的な摂取に注意し、手洗い、うがいの励行を個々の方、特に高い方に関しまして指導をしているというところでございます。

次からのページ、最後ですけれども、トラブル報告が4件ございます。前回の監視部会以降、7月末までに発生したトラブルでございます。

まず1件目は19ページでございます。これは木酢液のサンプリング作業を、下の写真にございますようにこのドレン口から液を少しずつ抜きまして、サンプリングをしようとしていたというときに起こりましたのですが、なかなか液が出てこなくて、ドレン口の下の方から金属棒でつついて出そうとしたと。徐々にバルブを開いていったところ、急に噴き出したということであります。2名の方が被液をしまして、目と顔、右腕にかかったということでございます。即時、シャワー室がございましてそこで洗顔をし、そして体の洗浄をいたしまして、救急車で病院に搬送し、処置を受けたということです。それで、午後からは入社し、休業についてはなしといった事象でございました。

対策としましては、作業指示書。これは非定常作業でございましたので、その都度作

業指示書を発行する、そして内容を確認するということを徹底させると。あわせて保護具についてはゴーグル及び浸透防止の手袋を着用するように徹底いたしました。これが1件目でございます。

それから、2件目は20ページでございます。これは、写真にございますようにハンマーでたたこうとしていたときに左の中指をたたいてしまって骨折したものでございます。トランスの上に碍子というのがついていまして、これを外すためにたたいたと。それで結果的に骨折して、10針の縫合をしました。これも即時病院に搬送しましてそういう処置をしてもらったんですけども、休業についてはございませんでした。

原因なんですけども、通常はこのトランスの上ぶたを切断して、下におろして、そして、もう少しやりやすい姿勢でハンマー作業をやるのが本来でしたが、伸び上がった形で、上の高いところでよく手元が見えない形でこういうことを行ったために起こってしまったということでございます。これもきちっと下におろして取り外す作業を徹底するという安全作業マニュアルを作成し、再教育を行いました。

次に、3件目でございます。21ページ目。通用口で段差があって、そこで足を、段差のところに乗りまして、それで捻り、かつ捻挫で済まなくて左足の中指を骨折したという事故でございます。これは仕事が終わりました通用口から帰るときに、緑の塗ってあるところがコンクリートで、これは槽の1つの部屋になっていまして、杭が打ってあって、これは沈下しないと。それから、周りのアスファルト、黒い部分は長年の沈下で6cmほどの段差ができておりまして、そこに乗っかって骨折してしまったという、捻って骨折してしまったということでございます。

同様のところが何か所かございましたので、水平展開で段差の解消工事をいたしましたとともに、こういった作業を伴わない場所でも起こり得る事故だということで、危険予知を働かせるように徹底をしたというところでございます。

次に、22ページ。最後の4件目ですけれども、これも作業中というよりも、作業が終わりました、それで作業員控え室に行って帰り支度をして帰ろうとした際の事故でございます。机がありまして、それがちょっとずれていたのがロッカーのほうにどんと押したと。ロッカーの上に段ボールの箱がありまして、ロッカーが押されたことによって段ボールの箱がずれたと。少し落ちそうになったので、左にありますようなキャスター付きの椅子に自分が乗っかりまして、そして、段ボールを向こう側に押そうとしたと。そのときに椅子が滑りまして転落したと。そして、腰を強打しまして、入院が17日、休業が21日と、ちょっと大ごとになってしまった労働災害でございます。

対策としましては、キャスター付きの椅子をそういうところに置かない。また、ロッカーの上に物を置かない。そういったことで、工具とか用具の目的外使用を行わないように徹底をいたしました。

以上が4件の事故、トラブルでございます。

それから、最後、添付資料1としまして、屋外のモニタリングの測定地点の平面図が

ついております。それから、添付資料 2 としましては、作業環境の PCB 濃度の A 測定、B 測定の詳細なデータ。それから、添付資料 3 につきましては分析室のアセトン、ノルマルヘキサン、これは分析で使う薬剤なんですけれども、これの値、それから作業環境中のビフェニルの値、これらにつきましても全て管理濃度以下でございましたので、一応添付資料として付けております。

以上でございます。

○有門課長（大阪市）

ありがとうございました。

ただいまの日本環境安全事業からの説明でございますが、また前半部分も含めましてご質問等がございましたらよろしく願いいたします。

大藤先生。

○大藤氏（外部有識者）

18 ページの作業従事者の健康管理のところ、2 名のダイオキシン濃度が高かったということなんですけれども、その事前に行ったヒアリングでの保護具の取り扱いなどとの関連で、保護具の取り扱いが不十分だったとか、作業時間が長かったとか、そういった何か考えられるようなところというのは特になかったんでしょうか。

○油井所長（JESCO）

お二人の方は、1 つは経口摂取が考えられるのと、それから、マスクの装着が不十分ですき間などがあると呼び呼吸から PCB が体の中に取り込まれるという、これが大きく 2 つ考えられますけれども、この方々は平成 18 年の操業開始からここに勤められておられて、年々若干やっばり上がってきた傾向にありまして、それで、そういう注意喚起をしていたんですけれども、要するに体外に出ていく半減期よりも取り込む量のほうが多かったのが結構続いてまいりまして、それで、2 年前ぐらいから取り組みを強めまして、素手でいろんな操作盤だとか、それからタッチパネルとか、そういったところをさわらないように、あるいはドアノブとかですね、そういうところをさわらない。万が一さわったとしてもよく手を洗うということで、食事前は当然ですけども、そういうふうなことを徹底いたしました。そうしますと、2 年前ぐらいからこのお二方、下がってはきたんです。ただ、それまでの数年間が結構上がってしまっていたので、なかなか体外に出ていく速度よりも下がり方のほうがちょっと遅いというような状況にありました。ただ、取り組みを強めた結果、少しずつは下がってきておりますので、今後は取り組みを強めたいと思っております。

それから、もう 1 つ。これは、1 人の方はダイエットされたんですね。体重を 20 キロほど減らされまして、その結果、2 年前ぐらいにぼんと上がってしまったと。これは医学

的にといいますか、生態学的にそういうことがあり得るのかどうか私どもはよくわからないんですけど、何か知見がありましたらまた教えていただければと思うんですけど。

○大藤氏（外部有識者）

その辺は私も存じ上げないんですけど。いや、でも、関連があったのかもしれないです。でも、下がり傾向にあるということではよかったです。

○有門課長（大阪市）

よろしゅうございましょうか。

ほかにご質問等がございましたら。

上野先生。

○上野氏（外部有識者）

今のに、ちょっと、すいません、関連するんですけど、作業従事者 139 名は全員男性と考えてよろしいですか。

○油井所長（JESCO）

全員男性です。

○上野氏（外部有識者）

わかりました。ありがとうございます。

○有門課長（大阪市）

すいません、中地先生。

○中地氏（外部有識者）

同じところですけども、他の事業所と比べて作業従事者の血中のダイオキシン濃度というのは変化はないんでしょうか。

○吉崎（JESCO）

今ご質問いただいた他の事業所との関係ですけども、最新の状況を把握していなくて恐縮なんですけど、大阪事業所が特段飛び抜けて高いとかそういう状況にはないということで、オーダーとしてはほかの事業所と似たり寄ったりというところ。

それから、経年で見ましても、これ、今資料の上で平成 24 年度から減少傾向にあるということで、我々の把握している範囲では 24 年度までの間はおおむね同じぐらいの傾向にあったということですので、最新どうなっているかというところはまだ承知できてい

ないところがございますが、今のような状況です。

○中地氏（外部有識者）

事業者全体では管理はきちんとされていると思うんですけども、高い人についてはやっぱり作業時に保護具をきちんと着用されるとか、その辺のことは徹底していただいて、血中濃度の高い人がいないような職場にしていきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○有門課長（大阪市）

よろしゅうございましょうか。

そのほか、ただいまの JESCO さんの、日本環境安全事業さんの説明につきまして何か質問等がございますでしょうか。

また後ほどにも、最終的にはご質問等がございましたら承りますので、では、議事を進めさせていただきます。議事の（2）でございます。環境モニタリング調査についてということでございまして、大阪市も行政として大気のカロスチェックということでモニタリングをやっておりますので、そのことにつきまして大阪市からご報告をさせていただきます。お願いいたします。

○谷野課長代理（大阪市）

大阪市環境局産業廃棄物規制担当の課長代理をしております谷野です。よろしくお願ひします。座って説明します。

資料 2 の平成 26 年度環境モニタリング調査につきまして、私のほうから説明をさせていただきます。

こちらが、JESCO 大阪事業所の PCB 処理施設の稼働に伴います周辺環境への影響を把握することを目的としまして、大阪市としまして実施している調査でございます。その調査につきましては、JESCO 大阪事業所の操業開始前の平成 17 年度から毎年 2 回、夏場と冬場の年 2 回、大気質についてのモニタリング調査を実施しているところでございます。今回、平成 26 年度の夏の調査なんですけども、調査結果が出ましたのでこの場で報告をさせていただきます。

まず、調査場所につきまして、これは例年同じ場所ですけども、JESCO 大阪事業所の地点の 1 カ所と、JESCO 大阪事業所の施設に一番近い住居がある地点ということで桜島の地点を選定しておりまして、この合わせて 2 地点で定点調査を実施しております。

調査期間につきましては、今回夏季調査ということで、本年 6 月 30 日から 7 月 7 日までの 7 日間、サンプルを連続採取しております。

冬季調査につきましては本年 12 月を予定しております。

測定物質につきましては、これも例年同様、PCB ですとかダイオキシン類、ベンゼン、

あるいはトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、こういった物質について測定をしております。

次に、調査結果についてですが、一番下の 3 番のところにお示ししているとおりでございます。PCB について見てみますと、両地点とも、下の  $\text{ng}/\text{m}^3$  で表示してはいますが、JESCO 大阪事業所の地点で  $0.46\text{ng}/\text{m}^3$ 、桜島地点で  $0.52\text{ng}/\text{m}^3$  ということでございます。

ダイオキシンにつきましても、それぞれ  $0.018\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$  あるいは  $0.023\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$  という値になっております。

ベンゼンにつきましても、こちら、ご覧いただいているとおり  $0.0013\text{mg}/\text{m}^3$ 、 $0.0015\text{mg}/\text{m}^3$  ということで、以下、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの項目につきましてもご覧いただいているとおり、一番右の欄なんですけど、環境基準値等と比較しましても小さい値となっております。

次に、2 ページをご覧くださいますと、17 年度から調査を実施しておりますということで、これまでの経年変化について一覧表にお示しをしております。こちらもご覧いただけますとおり、両地点ともいずれの項目も操業開始前の平成 17 年度以降、特に数値が上がっているという状況にはなっておりません。

次に、3 ページのところにダイオキシン類の測定結果について、先ほどの経年変化を示した表をグラフにしたものなんですけども、こちら両地点とも操業開始前と若干減少傾向にあるような形にはなっております。また、あと、大阪市内の平均値ですね。大阪市内の観測地点が 7 カ所ございまして、そちらのダイオキシン類についての測定値の平均値と比較しましてもほぼ同等程度となっております。

以上の結果から、JESCO 大阪事業所の操業による周辺環境への影響はほとんどないというふうに考えております。

以上でございます。

○有門課長（大阪市）

ありがとうございました。

ただいまの大阪市からの説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

ないようでございますので、議事を進めさせていただきます。議題の（3）でございます。本日は環境省にもご出席をいただいております。PCB 廃棄物処理基本計画の変更についてという議題で、資料 3-1 から 4 を頂戴してございますので、環境省からご説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○中野課長補佐（環境省）

皆さん、こんにちは。環境省で産業廃棄物課課長補佐をしております中野と申します。



私のほうから、PCB 廃棄物処理基本計画の変更につきまして資料 3-1 から 3-4 を使ってご説明をさせていただきます。

座ってご説明をさせていただきますが、まず、資料 3-1 をご覧ください。

こちらに PCB 廃棄物処理基本計画の変更についてということで、上段の四角囲みにつきましてはこの計画変更に当たっての主な経緯をまとめたものでございます。それから、半分から下につきましては、6月6日にこの基本計画を変更させていただきましたが、その後、私どものほうで取り組んでまいった内容について、若干簡単ではございますがご紹介をさせていただいているところでございます。

まずはこの半分から上、基本計画変更までの主な経緯というところについてご説明をさせていただきます。

一部につきましては、皆様方はこちらの会議の間でもご説明をさせていただいたこともございますが、改めて申し上げますと、平成 25 年の 10 月から 11 月、冒頭で大阪市さんからも若干ご丁寧にご説明はいただいたところでございますが、基本計画変更について関係自治体、JESCO の施設設置自治体の皆様へ検討を要請させていただき、その後ですが、平成 26 年 2 月には環境省のほうで開催してございます有識者をはじめとする関係者の方の参画する検討会を開催させていただきまして、そこでも基本計画の変更の内容についてご議論をいただいたところでございます。

そうしたご議論を踏まえながら、平成 26 年の 4 月から 5 月にかけては、パブリックコメントという形で新しく基本計画に盛り込むべき内容について国民の皆様のご意見を募集するような手続も行わせていただいたところでございます。もちろんこの間並行して地元関係の皆様方からのご意見も頂戴したところでございまして、そういったもろもろのご意見を踏まえた上で、平成 26 年 5 月に再度、環境省のほうで開催しております有識者の検討会、こちらでご議論をいただいた内容を踏まえ、最終的には、6月6日でございますけれども、環境大臣として定める計画でございまして、こちらの内容を変更する内容を告示させていただいたというような経緯となっております。

続きまして、1枚おめくりいただきまして資料 3-2、それから 3-3 というのが今回変更させていただいた PCB 廃棄物処理基本計画の内容でございます。全体版は資料 3-3 にございますが、お時間の関係もございまして、1つ前の資料、資料 3-2 を使ってポイントをご説明させていただきます。

ポイントにつきましては、特にこれまでも皆様方のご意見を頂戴してきた部分もありますが、まず 2 番の変更の主な内容で、大きく (1)、それから (2) と 2 つ項目を書いております。

2 の (1) 今後の処理体制でございます。新しい変更後の基本計画の中での処理体制というものを大きく 3 つに分けて書いてございますが、①の高圧トランス・コンデンサ等及び安定器等汚染物というのが、JESCO において処理をする PCB 廃棄物に係る処理体制でございます。こちらは既にご説明が何度かありましたが、安全操業を第一として、一日

でも早期に処理を終えることと、それから、JESCO の 5 事業所の長所を生かした処理能力の相互活用ですとか、安定器等汚染物につきましては北九州事業所と北海道事業所を活用して処理をするということでございます。さらに処理期間につきましては、残念ながらその延長ということにさせていただきましたけれども、新しい期間については計画的処理完了期限というものと、それから事業終了準備期間という 2 つの考え方を持つ期間を改めて設定させていただいた上で、5 事業所全体としては最も長くても平成 37 年度までには処理を終えるというふうに整理をさせていただいたところでございます。

また、このほか、PCB 廃棄物処理基本計画の中では、処理対象となります PCB 廃棄物としては民間企業のほうで処理が進んでおります微量 PCB 汚染廃電気機器等ですとか低濃度 PCB 廃棄物といったものがあります。先ほど JESCO の説明の中で、JESCO の廃棄物のうち一部はこの無害化認定制度を使うとなっておりますが、低濃度の PCB 汚染物につきましては、環境大臣あるいは都道府県知事が許可をした民間の廃棄物処理業者のほうで処理を進めていくというような体制となっているところでございます。

それから、(2) 主な取り組みでございます。こちらにつきましては、特に安全に残りの期間を処理していくということと、その期間を一日でも早く前倒しする。これは大阪市さんからも条件としていただいた部分ではございますが、そのために具体的にどういう取り組みをするかということを書き付けたかということを書いております。

①番から③番までありますが、まず、①が安全の面でございます、JESCO における安全を第一とした適切かつ確実な処理ということでございます。既に一部の取り組みは先ほど JESCO のほうからもご説明申し上げましたが、まず処理期間が延長するということでございますので、その期間内の安全を考える上では施設の経年劣化というものも考慮しなければならない。この点を踏まえまして、現在策定中ということでございますが、長期設備保全計画を策定して、これに基づきながら計画的に設備の点検・保守・更新を行っていく。特にお金が必要なものにつきましては国からしっかり資金を補助する形で、費用面で心配じゃなく、安全を第一とした対策をきっちり講じていくという体制、取り組みをしていくということでございます。もちろんそのほかにも毎日の点検あるいはヒヤリハットといった取り組みがございましたが、日常的な工程改善というものは今後も引き続き行っていくことで、広域的な処理を行っていく上でもそれぞれの施設の処理の効率化というものにさらに取り組んでいくというようなことを位置づけさせていただいております。

それから、②が、一日でも早い処理完了に向けた処理促進策ということでございまして、2点ございますが、1点目が、今も国内にある PCB 廃棄物を全て総ざらいをして、それを期間内に一日でも早く JESCO に持っていくというような取り組みをしていこうという考え方の取り組みでございまして、都道府県市、国、それから JESCO、あるいは電気保安の関係の事業者などが協力して、まず、まだ JESCO で処理を終えていない未処理の事業者、これは先ほどの議題でもありましたけれども、まだ届出すらしていない PCB 機器と

いうものも、例えば使用中、あるいは本当に届出をわからなくてしていないといったものが幾つかあるというようなところはかねてから言われているところでございまして、今般その処理期間は延長しましたけども、この延長した期間を再延長することは絶対ないという形で皆様方を含め地元の皆様とお約束させていただいているところでございまして、その期間内に確実に処理を終えるためには、まず国内にある全ての PCB 廃棄物を行政それから関係機関が連携をして、まずはそれを掘り起こすような調査というものをする。さらには掘り起こされた機器を JESCO の操業期間内に確実に処理が委託されるような指導を実施していくというような取り組みを位置づけさせていただいております。

それから、②でございますが、このように洗い出された PCB 廃棄物の保管業者におきましては、スムーズに処理を行えない理由というものが幾つかあります。1つは資金面でございまして、そういった資金面の負担能力が低い方に対する支援というものにさらに今後取り組んでいくことですか、あるいは、特に理由もなく処理をしていない方についてもいろいろ厳しく対処していく方法を検討していくというようなこともまとめさせていただいたところでございます。

それから、③は微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理ということでございます。こちらは JESCO の処理対象ではないほうの PCB 廃棄物でございますが、民間の処理業者での処理体制というものを先ほど申し上げましたけども、この体制がどんどん広がっていくことでスピーディーに処理ができるということになりますので、そういった処理の受け皿を増やすような合理的な処理方法をさらに検討していくというようなことを位置付けさせていただきました。

このような取り組みによって、現状、この平成 23 年に PCB 廃棄物全体の処理の状況を踏まえた今後の対策というものを検討していったんですが、その中では手をこまねいていると長期にかかる処理の期間を何とか平成 37 年度までに短縮して、期限内の処理、ストックホルム条約でも約束されているような期限の中で処理を行うような計画と位置付けさせていただいたところでございます。

裏面には、JESCO の処理体制で広域的な移動をする部分、特に大阪事業所につきましては冒頭ご説明があったところでございますが、そのほか北九州、豊田、東京、北海道も含めた全体的な処理対象物のうち、広域移動するものについてまとめたものが上の図でございます。

それから、下の図は処理期間。新たに設定された計画的処理完了期限と事業終了準備期間それぞれが、もちろんこれまで JESCO の各事業所、操業の開始時期も違ったりしておりますのでそれぞれの進捗状況というものが変わります。こういったところを踏まえた上でより現実的に処理期間を設けさせていただいた結果、5 事業所それぞれで計画的処理完了期限、この実線の矢印の部分と点線の矢印の部分は異なっておりますが、先ほど申し上げましたとおり一番最後にある矢印は平成 37 年度で終わっているというようなこととなっております。

それから、実線が計画的処理完了期限という考え方でございまして、基本的に今 PCB 廃棄物を保管していて JESCO に処理をしてもらうものにつきましては、この実線期間内に処理が委託されるよう事業者はそのように取り組んでいただこうということでございますし、行政、関係機関としては事業者にそういったことを働きかけていくという期間がこの実線の期間でございます。

それから、点線の期間が事業終了準備期間ということでございまして、今後新たに場合によっては生じてしまうような廃棄物、あるいは現在処理が簡単ではないということで処理が後回しになっているような機器というものもございまして。こういったものですか、あるいはその後に JESCO が操業停止した後、施設を畳むといったようなことを準備するためのことを考慮した期間としてこの点線期間を設けているところでございます。

このような処理期間の考え方に基づいて、新しいこの期間を延長することなく国内の PCB、JESCO での PCB 廃棄物の処理を終えるというのが今回の基本計画の変更の重要な内容となっているところでございます。

それから、1 枚目の資料に戻っていただきまして、資料 3-1 の真ん中から下でございます。この 6 月 6 日に決めました基本計画の新しいもとで私どもが取り組んできた主な内容をまとめたものでございます。

大きく安全対策と処理促進策と書いてございまして、まず 1 番の処理の安全性につきましては、先ほど JESCO から取り組みをご紹介していただきましたけれども、私どもは JESCO を指導・監督する立場として、その延長された期限内での処理の安全性を確保すべく指導・監督を行っていくというのが 1 点目でございます。

それから、2 点目、処理促進策は、その期限内に一日でも早く処理を終えるための取り組みとして私どもが行ってきたものでございまして、未処理事業者の掘り起こしですとか、期限内処理に向けた指導・助言ですとかということにつきましては、役割分担的に申しますと自治体の皆様を中心となってくるわけでございまして、こうした自治体の皆様の取り組み、それから、特に今回施設を設置されている自治体の皆様にとってみれば、特に地元の皆様にとってみたら、本来であれば平成 28 年で施設が終わるということ、ともすればこの JESCO の施設というものは迷惑施設というふうにとられる場合も多いと思うんですが、もう終わりが見えていたはずの施設がさらに場合によっては約 10 年近く延長する地域が増えたということでございますので、この延長した期間内の処理のほとんどは、おそらくその施設が設置されている地元ではなくて、それ以外のエリアの廃棄物が処理の対象の中心となってくるわけでございますから、そういった廃棄物を排出する施設設置自治体以外の自治体の皆様が施設設置自治体の皆様にしっかりと協力をするということもしていただく。

あるいは、このためには PCB 廃棄物の処理計画、国が定めるもののほかに都道府県が定める PCB 処理計画というものもございまして。これも当然ながら国の計画に即して改訂をしていただく必要がございまして、この改訂の中で今申し上げた取り組みをしかり

位置付けていただくということを都道府県市の皆様に取り組んでいただくような通知というものを7月4日に発送させていただきました。この通知の中身につきましては、その本体を資料3-4で添付してございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

そのほかの取り組みとして、全国都道府県市の担当者に8月25日に東京のほうで説明会を開催させていただきました。今私が申し上げた内容に加えて、さらに細かい部分も含めて、全国の都道府県市の担当者の皆様には新しい計画の中での取り組みを説明させていただいたところでございます。

さらには、3点目でございますが、この掘り起こし調査というものにつきましては、これまで私ども、あるいは先行的にこれを実施してきた自治体というものもございまして、そういった先行的な事例を踏まえて、新しく自治体の皆様が掘り起こし調査をやる上で標準的なやり方になろうということを私どもマニュアル化させていただいて、これを都道府県市の皆様にはお配りさせていただいてございまして、1個前で8月25日に行われた説明会でもこの内容についてご説明をさせていただいて、まさにこの掘り起こし調査にこれから取り組んでいただくような素地を整備させていただいたところでございます。

それから、最後の点でございます。料金負担能力のない方への対策ということでございまして、こちらは実は今年の4月から既に導入をさせていただきましたが、特に処理能力、料金負担能力のない方に対する支援ということで、都道府県と国の出資する基金から支援をしているところでございますが、この支援対象を拡大するような取り組みをさせていただいたところでございます。

以上、簡単ではございますが、私からの説明とさせていただきます。

○有門課長（大阪市）

ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、何かご意見、ご質問等がございましたらお願いしたいと思いますが。

水谷先生。

○水谷氏（外部有識者）

広域的に協力し合って処理していくのは非常にいいと思いますが、当然広域処理に伴う搬入とか輸送に関する注意点等はこれまでと変えて新たに考える必要があるかと思っています。また、前半でも話があったように、契約等についてもルールが今までと変わったり少しややこしくなったりすると思いますが、そのあたりの対応はきちんとできているのでしょうか。

○中野課長補佐（環境省）

前半 JESCO のところでも同様のお話がありましたけども、基本的に広域処理について、まず大きく2つあって、1つは、まず守るべきルールという、これまではどちらかというところ5 エリア内で収集運搬が完結しておりましたから、各エリアごとの実情に応じて収集運搬のルールというものが若干でこぼこでこぼここというか、取り組みの内容に特徴的なものがあつたりします。今回広域移動することになれば、通過するエリアの全ての収集運搬のルールというのは当然守っていく必要がありますので、こうしたことにつきましては自治体さん、これまで JESCO、それから我々と、集まっているエリアごとに広域協議会というような会議を開催してございまして、この中を通じて、あるいは個別の事業者については JESCO ですとか都道府県市の指導の中でこういったことを調整していくようなことを、まさに今、まず広域的なエリアのルール観ですとかを JESCO と、それから自治体、我々の中で協議をしながら整理をさせていただいているところでございます。

それから、事業者にとってみますと、2つ目ですけども、排出事業者として処理先というものがまた遠くなったりする部分がございますが、こちらにつきましては先ほど JESCO からもありましたとおり、そもそも廃棄物の処理の責任というものにつきましては排出事業者の責任で行われるわけでございますから、その点を踏まえた事業者への指導というものはこれまでも都道府県を中心に行ってきたところでございまして、その新ルールの中でルールに沿った取り組みについては、JESCO のほうではその搬入の許可ですとかそういった手続をしておりますし、あるいは、運ぶ方は基本的に収集運搬業の許可を持った方が運んでおります。こちらは都道府県の許可を持っている方でございますから、それぞれからの指導なり助言なりということは今後も行っていく形で、適正な収集運搬、広域的な収集運搬というのを確保する取り組みを進めていきたいというところでございます。一部は既に取り組んでおりますけども、まだ調整中の部分も特に広域移動についてはありますが、いずれにせよ今申し上げましたような考え方でしっかり取り組みさせていただきたいということでございます。

○有門課長（大阪市）

JESCO さん、何か特にございますか。特にございませんか。今の件につきまして、よろしいですか。よろしゅうございましょうか。

ほかに何かご質問等がございましたら。

中地先生。

○中地氏（外部有識者）

処理期間が延長することで、ストックホルム条約の最後の全廃の期限等には間に合うというような形で書かれているのですが、一昨年つくられました第四次環境基本計画とか、あるいは SAICM の国内実施計画との整合性みたいなのはどういうふうになっている

んでしょう。

○中野課長補佐（環境省）

基本的に POPs 条約の国内実施計画につきましては定期的に見直しをする形となっておりまして、次回改正の中ではこの内容について当然反映させていただくようなことになろうかと思えます。

○有門課長（大阪市）

よろしゅうございましょうか。

そのほか、何かご質問等がございましたら。よろしゅうございましょうか。

どうもありがとうございました。

ご用意した議題は以上 3 つでございますけれども、全体を通じまして、事業の進捗状況、大気モニタリング、環境省からのご説明、全体を通じまして、何かご質問等がございましたら最後に受けてまいりたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

JESCO さん、何でしょう。

○油井所長（JESCO）

資料 1 の 18 ページのところでは訂正をさせていただきたいんですけど、先ほど上野先生から「139 名中、女性はいないか」というご質問。私のほう、短絡的な答えをしまして。こういった解体の作業をしている女性の従事者はおりませんということなんですね。それで、139 名の中には分析を担当している女性が 4 名おります。それ以外には、ほかの部署にはいないんですけど、分析に 4 名女性がいます。この方々の血中 PCB・ダイオキシン、これははかっております。特に問題はありません。安全衛生法によりまして女性は解体等の作業に従事してはいけないという女性則というのがございますので、それは守っております。以上です。

○有門課長（大阪市）

ありがとうございました。

何かほかにご意見、質問等がございましたら。よろしゅうございましょうか。

長時間にわたり、どうもありがとうございました。予定しておりました議題は以上でございます。では、司会のほうにマイクをお返しさせていただきます。ありがとうございます。

○中尾係長（司会）

皆様方には、長時間の会議、ご意見をいただきありがとうございました。

なお、次回の部会の開催につきましては、関係者の皆様方と調整の上決めていきたい

と思います。

それでは、本日の部会はこれにて終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。